

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対

する修正案要綱

一 市町村（特別区を含む。）が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めるに当たり「従うべきもの」とされていた厚生労働省令で定める基準について、これを「参酌するもの」と変更する規定を削除すること。

（第九条関係）

二 その他所要の規定を整理すること。